

事務連絡  
平成27年3月20日

JPC 加盟競技団体所属  
未成年競技者の親権者 各位

(公財)日本障がい者スポーツ協会  
医学委員会  
委員長 陶山 哲夫

### 未成年競技者におけるドーピング検査実施に関する親権者同意書の取得について

平素より障がい者スポーツの振興につきましては多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて2015年1月1日より施行されております世界アンチ・ドーピング規定に基づき、ドーピング検査が実施される大会に参加する可能性のある未成年競技者(20歳未満)については、親権者より、ドーピング検査実施に関する同意書を取得することが求められるようになりました。

これは、過去のアンチ・ドーピング活動において、知識がないために競技者が不利な状況に置かれてしまったことが多発したことが理由で、特に未成年競技者については、アンチ・ドーピングについての知識を持たないまま検査対象となり、不利益な結果を生じることがないように、という競技者の権利を守るための規定となっています。

親権者の皆様にはお忙しいところ大変恐縮ですが、まずは日本アンチ・ドーピング機構(JADA)ののアスリートサイト(<http://www.playtruejapan.org/>)をご覧ください、競技者と一緒に内容をご確認いただきますようお願い致します。

使用薬物調査については、各競技団体のアンチ・ドーピングご担当者様にお尋ねいただくか、日本パラリンピック委員会サイトの「アンチ・ドーピング」のリンク(<http://www.jsad.or.jp/paralympic/anti-doping/index.html>)に詳細がありますのでご確認ください。

合意書に記載されておりますが、競技者に主にご確認くださいのは、

- 1) 日本アンチ・ドーピング規程等を含むドーピング検査やその後の検体の分析、結果の管理その他の日本アンチ・ドーピング規程等において定められる一連の手続
- 2) 競技者がドーピング検査の対象となり、採取検体の種類を問わずドーピング検査を受けることに同意すること(拒否すると違反となります)
- 3) 市販薬やサプリメントなど、身の回りにあるものの中には禁止物質を含んでいるものもあるので、使用薬物についてはかならず禁止物質をふくんでいないかどうかを確認すること
- 4) アンチ・ドーピング規程等は随時更新されるので、JPC や競技団体からの情報および JADA サイト等で確認を行なうこと

の4点です。

内容の確認が終了いたしましたら、「同意書」のサンプルをご参照いただき、黄色で表示しております必要事項をご記入の上、競技団体ご担当者様あてご返送ください。

提出締切り等の事務手続きにつきましては、競技団体の指示に基づきご準備いただきますようお願い申し上げます。